

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成28年度第1回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成28年11月22日(火) 午後2時00分～4時10分
開催場所	西脇市役所2階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 生田 忠之 齋藤 太紀雄 古西 祐子 浅田 康子 岩崎 貞典 高橋 博久 來住 憲明 石田 均 村上 和幸
欠席委員の氏名又は人数	松本 和幸 内橋 昌子
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 技監 藤原 信一 都市整備部長 嶋本 隆男 (事務局) 都市住宅課長 吉田 尚史 都市住宅課主査 芦田 雅幸 都市住宅課主査 松原 正佳 都市住宅課 泉 佳甫 (関係課職員) 都市住宅課主幹 久下 雅生 都市経営部長 筒井 研策 総合企画課長 早崎 育子 茜が丘複合施設長 藤井 善之 茜が丘複合施設主査 伊藤 玲子 まちづくり課長 池田 正人 教育部長 森脇 達也 図書館長 楠本 昌信 図書館長補佐 松山 隆裕 産業活力再生部長 仲田 仁久 商工観光課長 戸田 雅人 商工観光課主査 板場 逸史 商工観光課 今中 俊介

公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 西脇市都市計画審議会条例及び西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について 5 会長選出 6 会長職務代理の指名 7 審議事項（事前審議） (1) 西脇市市街化調整区域土地利用計画の改正（素案）について (2) 特別指定区域の指定（素案）について 8 協議事項 (1) 都市再生整備計画事業の事後評価について (2) 工場立地法緑地制限緩和に係る西脇市工場立地法準則条例の制定について 9 報告事項 (1) 西脇市立地適正化計画の策定について 10 その他 11 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	1 開会 2 市長あいさつ ○ 市長退席 3 委員紹介 ○ 会議成立報告 事務局より、委員数12名中、本日の出席委員数10名により、本日の会議成立する旨を報告 4 西脇市都市計画審議会条例及び西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について
事務局	
市長	
事務局	
事務局	

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料－１に基づき、事務局より説明 ○ 意見等無し ○ 西脇市都市計画審議会議事運営規則を平成 28 年 11 月 22 日付けで改正 <p>5 会長選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出席委員全員の賛同により、西脇商工会議所会頭 齋藤太紀雄氏が指名推薦で会長に就任
会長	<ul style="list-style-type: none"> ○会長あいさつ
会長	<p>6 会長職務代理の指名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会長職務代理の指名 <ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理に吉本委員を指名
会長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議事録署名人選出 <ul style="list-style-type: none"> ・古西委員、來住委員の 2 名を議事録署名人に指名
会長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議の公開・非公開確認 <p>議事運営規則第 7 条第 2 項の規定により、同条第 1 項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが決定された。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傍聴定員の決定 <p>事務局より、本日の傍聴希望者はない旨を報告。</p> <p>7 審議事項（事前審議）</p> <p>(1) 西脇市市街化調整区域土地利用計画の改正（素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 西脇市都市計画マスタープランの見直し（予定）、地域産業立地地域の追記を含む

	<p>※(2)特別指定区域の指定（素案）についても一括して説明</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料－２に基づき、事務局より内容説明 資料－３に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 素案となっているが、この場で何も意見が出なければ、このまま通るのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 特にご意見がなければ、これを案として、兵庫県の開発審査会の事前審査に諮ることとなる。その後、開発審査会からの意見をもって市で修正したものを縦覧に供する。そして、再度、西脇市都市計画審議会に本審議という形で諮問し、答申をいただいた後、開発審査会の審査に諮ることとなる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 今回の審議会に至るまでには、各地区と市の担当部署で、協議して決めているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 担当部署は都市住宅課となる。担当部署と地区で協議を重ね、本日を迎えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 農地は、地権者の担い手不足により、遊休農地化するなどしている場所がある。養父市の特区ではないが、西脇市内でも市の活性化のために、活用した方がいいところはあると思う。農地転用には遠慮がちなところも多いと思うが、もっと積極的に展開してほしい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市の都市計画部門としては、国道付近など、利便性の高いところについては活用していきたいと考えている。しかし、農業の部門では、農地を守っていかねばならないというところもある。農地法と都市計画法では相反するところもあるが、都市計画部門として、進めていきたいと考える。

議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれにしても、地権者から町に言っていただき、町の意見として市に上げていただくという流れが必要である。まずは、町全体の意見として、取り上げていただきたいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画部門でこの話を進めていても、農業部門で農地転用としてベターな選択かどうかはわからない。都市計画からの案件であるから、農地転用がやむを得ないというところもあるが、開発側と保全側で兼ね合いが難しいところである。 ・ 最終的に、市の活性化につながればいいと思う。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ そういった意味では、高松は国道沿いで利便性の高いところである。近隣にもバスの駐車場に転用事例がある。よく言われるが、加東市に入れば飲食店が多くあるが、西脇市に入ったとたんになんもなくなる。高松は活用がいい場所と考える。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、意見はないようであるが、事務局において、適切に手続を進めてほしい。 <p>(2) 特別指定区域の指定（素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)と併せて協議済み <p>8 協議事項</p> <p>(1) 都市再生整備計画事業の事後評価について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料－４に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標について、地域活動等に参加している市民の割合が、結果的に下がっているが、これは重春野村地区以外の市域全体を含んでいるとのことであった。この事業が、市域全体のまちづくりに向けて

	<p>の1つの起爆剤になっていくべきと思う。また、西脇市を売り出す絶好のチャンスと捉えている。今後この事業をまちづくりにどう生かしていこうと考えているのか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標が下がっていることについて、多様なまちづくり活動が求められている中、反省すべき点があると認識している。ただし、重春・野村地区をはじめ、各地区のまちづくりに関する活動は、必ずしも後退していないと捉えている。特に、重春・野村地区のコミセンでは、自主講座の運営が充実しているなど、他地区にはない活動が行われている。 ・ また、重春・野村地区交流委員会が指定管理者として貸館業務等を行っているが、市内外から、非常に多くの方に来館していただき、高い評価を受けている。これは1つの目玉であり、市としても運営支援をしていきたいと考えている。 ・ 一方で、今回のアンケートの結果が市全域に係るものであるという点では、自治基本条例の中で、地域自治協議会の記載がある。現在、その立ち上げに向けた議論が市内の複数地区で進んでおり、市内のまちづくり活動が新たなステージに移りつつあると認識している。 ・ 地区のまちづくり活動を市が支援し、地区が活性化されることで、市民のまちづくり活動への関心が高まっていくと考えている。このような取組により、市の掲げる参画と協働のまちづくりをさらに推進していきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ この事業を実施し、当初想定していなかったことがあったか。また、想定した以上の効果があったか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設とも、当初の想定以上の来館者があったことが、大きな効果と捉えている。 ・ 1つ目の特徴としては、市外からの施設利用者も非常に多くなっていることがある。特にこどもプラザについては、市内：市外＝6：4となっている。

<p>議長</p>	<p>また、お盆休みなど、長期休暇中には市内よりも市外からの来館が多くなることもある。その分、市内の利用者の方には、混雑によるご迷惑もかけてしまっているが、引き続き多くの方にご利用いただきたいと考えている。そこで、せっかく、市外から多く来られるため、複合施設の利用のみで終わらず、市内の観光スポットや飲食店等に行っていただけるよう、担当課と調整し、観光パンフレット等を置いて、複合施設から、情報を発信している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2点目の特徴としては、0歳児から高齢者まで、幅広い世代の方に施設をご利用いただいている。世代を超えた方々が一同に集っている点は、この施設の大きな特徴と考えている。このように、「みらいえ」を居場所としてご利用いただき、交流を深めていただきながら、賑わいを創出していただいているということが、一番の効果と考えている。 ・ 3点目の特徴としては、周辺の土地が活性化してきていることである。現在、医療施設の新設や戸建住宅についても予定があり、今後も期待している。 <p>・ 市外からの利用者が多いとのことであったが、どのようにカウントしているのか。</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもプラザでは、受付名簿に記載していただき、図書館は、貸出の際にカードで把握することができる。なお、図書館の利用は市内：市外＝8：2である。複合施設入館者の総数については、自動カウンターでカウントしているが、市内外の内訳はこどもプラザと図書館で把握している。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月の図書の貸出数は把握しているか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月の図書の貸出冊数は29,858冊で、貸出人数は6,670人である。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の10万人に、少し届くことができないかと思う。借りずに、図書館で読んで帰っている人もいらっしゃると思う。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館の年間貸出人数は、目標値が10万人とされている。今のままでは、目標達成が難しいと思う。今年度としては、まだ数か月あるため、目標達成に向け、努力されることと思う。この、10万人という目標値はどこから出てきたのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定当時、旧図書館の貸出人数が、年間32,000人程度であった。できるだけ高い目標として3倍以上の数値とした。また、当時、近隣市町の図書館は非常に活発で、全国でもトップレベルの利用があった。西脇市においても、追いつき、追い越すように取り組むということから、10万人とした。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハードルの高い目標としたことがわかった。この成果概要にはないが、例えば、来館者数や貸出冊数の対比は実施しているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画当時の平成23年度と比較すると、来館者数は、旧図書館で年間48,000人強、新図書館は半年で100,000人強となっており、1年間では4倍程度の来館が見込まれる。また、貸出冊数は、旧図書館で年間15万冊強、新図書館は半年で18万冊強となっており、1年間では2倍以上が期待できる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前と比べて伸びがあったことが理解できた。鋭意努力すると聞いている。全て達成できるよう、期待している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ この事業評価については、これまで皆様が出された意見のとおりであると思う。西脇市の中でも、この地区は開発圧力が強く、活性化しているところである。 ・ 今回は、事後評価で、説明にあったPDCAのCである。一般的に、事後評価は後ろ向きの内容が多い中で、今回の数値を事実として、今後発展させていくという前向きな評価を行っていると感じた。 ・ そのうえで、当初の目標のハードルが高すぎただ

	<p>けでなく、3つのみの目標値で、この事業を評価することは難しいと思う。3つの目標値を補うものとして、先ほど説明のあった男女共同参画のアンケート結果の数値や、図書館の利用状況など、補足する数値も用いて、将来を見据えた評価を実施することが望ましいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、2つ目の地域活動に参加している市民の割合については、従前値よりも下がっていることが目立っているが、実際には、地域活動に参加している市民がアンケートで60%を超えるというのはすごいことで、従前の57%や現在の54%も十分な数値であると思う。事後評価のため、使用する数値等を変更することはできないが、男女共同参画のアンケート等の数値を補足した方がいいと思う。
議長	<ul style="list-style-type: none"> この事後評価はどこに提出するのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省に提出する。その後、市民に公表することとなる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画区域の活性化を図るということであるが、イベントの開催について、近隣の商店街等と一緒に検討することは考えているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 先日、施設のオープン1周年記念イベントとして「みらフェス」を行った。天候にも恵まれ、非常にたくさんの方に来場いただいた。同日に近隣の商店街でもイベントを実施されており、多くの方が訪れ、賑わいがあったと聞いている。点でイベントするよりも、面で活性化を図るという点で、有効と考えている。 課題もあると思うが、今後、連携を図るため、多様な角度から企画調整したいと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 先日、商工会議所の地域活性化委員会でも意見があった。ぜひ、市全体でそのようなことができればいいということであった。来年は、「みらいえ」を含めたイベントに期待している。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 旧図書館では、週1回の休館があったが、現在は施設の休館日は月1回と大きな変更である。また、複合施設の開館時間も午前9時から午後9時までと、比較的長いように思う。どのように評価しているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 休館日や開館時間等については、検討委員会や子育て関係の団体などと意見交換をしてきた。その中で、例えば、公共施設等の休館日は同じ日が多く、どこにも行けないという意見をいただいて、現在の設定となっている。結果として、多くの方にご利用いただいているので、よかったと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 休館日を設定しないのは難しいのか。また、夜に貸館がある場合には、夜の利用者も多いと思うが、午後7時頃以降は、利用者がいない日もあるのではないかと思う。そういった場合に、早く閉館するなどの対応をしているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 休館日は必要であると考えている。休館日を利用して、施設の修理や様々な調整、図書館の図書の整理などを行っている。また、ほとんどの日は夜遅くまで利用者があり、誰もいない状況はほぼないと考えている。ただし、貸館利用等もなく、フリースペースの利用が極めて少なくなってくると、場所を移動していただき、一部のエアコンや照明を消して光熱水費の削減などを図っている。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画の事後評価について適正に行われていると認めてよろしいか。 <p>○ 出席委員全員に「適正である」と認められた。</p> <p>(2) 工場立地法緑地制限緩和に係る西脇市工場立地法準則条例の制定について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料－5に基づき、事務局より内容説明

議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 緑地を緩和するということであるから、大規模工場を建てるという方にとっては、生産性の向上につながると思う。既に建てられているところを増設したいとき、当初は20%の制限があったと思うが、どうなるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 本条例の制定以降で、条例の効力が発揮された後であれば、工場立地法の変更の届出で、緑地を緩和したものを届出していただければ、受理する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 県建築部局では、緑条例や環境の緑化基準等がある。それらとの整合はとられないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市の準則を定めると、緑条例と県の工場立地の適正化に関する条例は、市の準則が優先となる。このため、都市計画区域外においても、5%の適用が可能となる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、緑条例であれば、20%の緑地が必要であるが、これも、建築の際の行政手続きで、担当部署では20%必要だと言うが、工場立地法で5%となっているから、構わないということが起こるといふことか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 工業立地の適正化に関する条例の緑化基準を定めている環境の保全と創造に関する条例の中では、市の地域準則により、適用すべき緑化基準を定めてよいとされているため、市が緑化基準を定めた時に、市の準則の5%が適用されるということになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 緑条例はそこまで書いているのか。行政の手続き上の話であるが、こっちの法律では5%、こっちの法律では20%というようになってしまうと、手続きができないということである。おそらく、緑条例で

事務局	<p>は、20%を5%に下げているとは書かれていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例施行規則第42条の2の2に敷地の緑化基準の地域準則というものがある。ここでは、「工場立地法第4条の2第2項に規定する市準則が適用される区域における条例第118条第1項に規定する規則で定める工場等の敷地の緑化基準及び条例第118条の2第1項に規定する規則で定める建築物の敷地の緑化基準については、市は別表第18に規定する緑化基準地域準則の範囲内で、第42条第1項又は前条第1項に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準を定めることができる。」と書かれており、このことについて、県本庁の担当課にも確認し、協議等必要でないとの回答を得ている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> それは、環境の保全と創造に関する条例である。緑条例も確認しているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例の担当課には確認しているが、緑条例の担当課には確認していない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> なぜ、準工の緩和が弱いのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国が準工の下限は10%としているため、それ以上の緩和はできない。なぜ、準工の緩和が弱いのかはわからないが、住工混在であるため、考慮してのことではないかと思う。
議長	<ul style="list-style-type: none"> その他、意見はないようであるが、何点か意見があった。事務局において、適切に手続を進めてほしい。 <p>9 報告事項</p> <p>(1) 西脇市立地適正化計画の策定について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料-6に基づき、事務局より内容説明

議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
議長	<ul style="list-style-type: none"> この計画は、29年度末までに策定ということであったが、都市計画審議会においても、来年以降審議していくこととなっている。回数はどの程度か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 回数は決まっていないが、4回程度を予定している。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎についても関係するということである。新庁舎の図面はいつごろできるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 敷地計画については、年度内を目途に作成したいと考えている。
議長	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ早く公開してほしい。西の茜が丘と東の庁舎ということで、また新しく商業や飲食店などが集積し、賑わいができることを期待している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> この計画の策定に当たっては、周辺の道路を第一に考えていただきたいと思う。南北道路、東西道路、新庁舎周辺道路が課題である。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地をどうしていくかということは重要である。本計画は、主として施設をどのように誘導していくかという内容であるが、中心市街地の狭隘道路や空き地の問題、南北道路なども含めて議論したいと考えている。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 本市には、行き止まりの道路が非常に多い。スムーズなつながりを新しい計画に反映してほしい。例えば、国道175号線へのアクセスや旧175号線、南北道路など。庁舎だけ新しくなっても機能しないと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 一時非常に話題になっていたコンパクトシティであるが、コンパクトシティ化へのプレッシャーは以

議長	<p>前ほどではないと感じる。コンパクトを目指すということはいいと思うが、施設の適正配置など、市は制度をうまく活用して、西脇らしい計画をしてほしいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、意見はないようであるが、事務局において、適切に手続きを進めてほしい。
事務局	<p>10 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし
都市整備部長	<p>11 閉会 都市整備部長より閉会のあいさつ</p>